

提出用

治癒証明書

下記の病気を発症した場合、登園再開には治癒証明書の提出が必要となります。登園が停止となる期間は次のとおりとなります。

また、治癒証明書には、必ず主治医の証明が必要となります。登園再開前に、こちらの用紙を主治医まで持参し、医師による証明欄記入後、園へ提出して下さい。

病名	登園停止期間	チェック
百日咳 (ひやくにちぜき)	特有な咳(せき)が消失するまで、また5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで	
麻疹 (はしか)	主な症状が消失してから3日間	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫れが始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで	
風疹 (ふうしん)	発疹が消失するまでの期間	
水痘 (みずぼうそう)	すべての水痘が、かさぶたになるまでの期間	
咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状が消失してから2日間	
流行性角結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまでの期間(第3種)	
急性出血性結膜炎		
腸管出血性 大腸菌感染症		

ひかりこども園 宛

クラス名 _____ 氏名 _____

上記の園児は、(病名) _____ を発症しましたが、上記出席停止期間を経過し治癒を確認したことを証明します。

(出席停止期間 _____ 月 _____ 日～ _____ 月 _____ 日まで)

医師名

㊞